

堆肥の購入費用を助成します 美郷ブランドゆうき応援事業

美郷町堆肥センターの堆肥を使用して「特別栽培米」または「美郷ブランド10品目」を栽培・出荷した町内農業者へ、堆肥購入費の一部を助成します。

美郷ブランド10品目

- ・アスパラガス ・エダマメ ・キャベツ
- ・キュウリ ・トマト ・ネギ
- ・ホウレンソウ ・シタケ ・スイカ ・花き

※ただし、シタケは美郷ブランドゆうき応援事業の助成対象となりません。

■「美郷ブランドゆうき応援事業」助成区分

区分	助成額
15kg袋入れ	130円
15kgペレット	260円
軽トラ1台分	800円
500kgバラ	1,000円
500kgフレコン	1,500円
2tトラック1台分	3,000円

※配送料を含まない金額です。

出荷販売経費の一部を助成します 美郷ブランド品目応援事業



■「美郷ブランド品目応援事業」助成区分

※この事業は出荷証明を出せる場合に限定します。

区分	対象者	助成割合	
美郷ブランド品目 応援事業① (販売拡大助成)	美郷ブランド10品目の販売額に応じて、出荷販売経費の一部を助成します。	4月～10月にJA、直売所、市場等に出荷し、出荷証明書を提出できる方	販売額の1.0%以内 ・100万円を超えた部分には、さらに1.0%以内を助成 ・300万円を超えた部分には、さらに1.0%以内を助成
	冬季栽培作物（美郷ブランド10品目のほか、全ての園芸作物）や農畜産加工品の販売額に応じて、出荷販売経費の一部を助成します。	冬季栽培作物を11月～3月に、または農畜産加工品を4月～3月にJA、直売所、市場等に出荷し、出荷証明書を提出できる方	販売額の3.0%以内
美郷ブランド品目 応援事業② (規模拡大助成)	既作付の美郷ブランド10品目の拡大、または、他の美郷ブランド10品目の作付に対し、出荷販売経費の一部を助成します。	美郷ブランド10品目総販売額が300万円超で、4月～3月にJA、直売所、市場等に出荷し、出荷証明書を提出できる方 ※同品目拡大の場合、施設栽培は100坪以上、露地栽培は10a以上の拡大に限定します。	美郷ブランド10品目 総販売額の5.0%以内
美郷ブランド品目 応援事業③ (新規作付助成)	初めて美郷ブランド10品目を作付し、販売した農業者等に対し、出荷販売経費の一部を助成します。	美郷ブランド10品目の販売額が100万円超で、4月～3月にJA、直売所、市場等に出荷し、出荷証明書を提出できる方	美郷ブランド10品目の 販売額の5.0%以内 (新規作付から3年間)

美郷ブランドゆうき応援事業および美郷ブランド品目応援事業は、米の生産数量目標の達成や出荷証明書の提出などが必要となります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ●町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

1月31日(火)は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れがないか
ご確認ください

■各税の納期限(口座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)	期別	納期限(口座振替日)
国民健康保険税(普通徴収)	7期	1月31日(火)	6期	12月28日(水)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	7期	1月31日(火)	6期	1月4日(水)
町県民税(普通徴収)			4期	12月28日(水)

■町税や各種使用料などの納付には、口座振替が利用できます

- ①町税 ②簡易水道使用料 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料
- ⑥児童クラブ利用料 ⑦子ども園利用料 ⑧学校給食費
- ⑨下水道受益者負担金 ⑩後期高齢者医療保険料

□口座振替がとても便利です

□口座振替のメリット

- ・料金のお支払いに出向く手間が省けます。
- ・お支払いのうっかり忘れがなくなります。
- ・お支払いの用紙を紛失してしまう心配がなくなります。
- ・手数料はかかりません。

□口座振替を希望する方は次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
- 秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協
- ゆうちょ銀行

※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。

※失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により税の納付が難しい場合は、お早めに町税務課にご相談ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

固定資産税の非課税申告について

美郷町で固定資産税の非課税適用を受けようとする場合には、固定資産税の非課税適用申告書に必要書類を添えて提出してください。

また、すでに固定資産税の非課税適用を受けていたものが、非課税の規定に該当しなくなった場合は、固定資産税非課税規定適用除外申告書の提出をお願いします。

●非課税の対象となる固定資産

主な非課税の対象は以下のとおりです。

- ①宗教法人がその本来の用に供する境内建物および境内地
 - ②政令で定められた社会福祉事業の用に供する固定資産
- ※ここでいう固定資産とは、「土地、家屋、償却資産」のことです。
- ※この固定資産によって賃料等を得ているものは、理由のいかんに関わらず対象となりません。

申告はお済みですか？

償却資産(固定資産税)の申告は1月31日(火)まで

平成29年1月1日現在で美郷町内に償却資産を所有している方(所有者が判明しない資産については使用している方)は、平成29年度償却資産として申告する必要があります。

町税務課から申告書類が送付されない方も償却資産を所有している場合は申告してください。

申告用紙配布
申請場所

・役場税務課
・六郷出張所・仙南出張所

申請期限

1月31日(火)

Q.1 償却資産ってなんですか？

A.1 償却資産とは農業や工業、商業などを営んでいる方が、その事業のために用いることができる土地、家屋以外の事業用資産(構造物・機械・器具・備品等)です。ただし、次のものは償却資産(固定資産税)に含まれません。

- ①耐用年数が1年未満の資産
- ②取得価格が10万円未満の少額償却資産
- ③取得価格が20万円未満の一括償却資産
- ④自動車税や軽自動車税の課税対象となるもの

Q.2 使っていない資産も申告の対象になりますか？

A.2 まだ使用していない、または現在使用してなくても稼働可能な資産は申告の対象となります。簿外資産、償却済資産(減価償却の終わった資産)も事業に使用できる状態で所有していれば申告の対象となります。

Q.3 償却資産が少ないのですが申告が必要ですか？

A.3 償却資産の所有者は法令により申告する義務があります。資産の多少にかかわらず申告しなければなりません。

問 町税務課 固定資産税班 ☎0187(84)4902